

改正土法  
具体化

標準外業務加えた報酬を

日 事 連

# 指定登録機関の参画要望も

日本建築士事務所協会連合会(三栖邦博会長)は15日、自由民主党建築設計議員連頭総会で、改正建築士法の施行に向けて実効性を確保した条件整備について要望した。▽CADなど標準外業務を盛り込んだ建築士の業務報酬基準見直し▽建築士事務所登録業務を行う指定登録機関に全国の各事務所協会が参画する配慮▽国民に法改正内容の周知徹底―3点を強く求めた。総会では参加した国土交通省関係者や議員らから法改正の趣旨に合致したものと好感触を示した。

「の方が国民にわかりやすくいしくなるだろう」

とし、来年6月までに関連規定の内容を明らかにする方向性を出した。

議員からは「設計業務は高度であり国民が十分理解できず、被害にあった消費者を保護するしくみを協会で定めるべき」、「団体強制加入には会員の自律的監督体制

を強化できるグラントデザインを定めた上で少しずつ前進させる」など日事連の対応業務拡大を促した。また吉田六左工門国土交通大臣政務官は「20日から始まるピアチェック、業務報酬基準の見直しは法律運用後に不具合があったら適宜整理

していく」行政対応の必要性を示した。

なお、日事連は来年12月までに本格施行する改正建築士法に向けて、モデル定款の作成、事務所登録機関の指定、講習・研修の実施方法など5つの課題に各ワーキンググループを設置して検討作業を進めている。

日事連は設計フィーの見直しについて設計のCAD化、建物分類など時代とともに拡大する標準業務外の内容も追加して、高度化する設計業務の変化に適切に対応することを強調。これに対し柳正剛住宅局長は「国交省で検討している報酬基準見直しにはアセスメント、CADなど新業務も追加し、金額だけでなく床面積や用途別で算定できるように07年内に詳細を詰める」と概ね要望内容を了承した。

建築士事務所登録業務を行う指定登録機関については、日時連傘下の47事務所協会が事務所登録業務を担うことができるよう指定を受けられる措置を求めた。改正法では現在、都道府県知事が行っている建築士事務所登録業務を指定した機関が実施できるように変更。法改正の検討時に建築士や事務所の団体強制加入を見送った代わりに当面の団体加入率アップ策として期待されている。三須会長は「日時連の事務所協会が指定されれば法改正の趣旨にも合致し、すでに体制整備に向けた検討を始めている」状況を説明した。

柳局長は「現在、都道府県で実施している事務所登録は県の範囲内しかわからず不明確。日本建築士会連合会や日事連

さらに報酬基準見直しでは建築主が告示内容を把握していない実態から実効性を高めた基準を求めた。79年の制定以来、一度も見直されていないことから、今回の見直しだけでなく、随時告示内容を見直す体制整備を提案した。